

PRESS RELEASE

前橋市報道発表資料

令和2年4月10日

市内保育園(所)及び認定こども園への登園の自粛について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、首都圏を中心に「緊急事態宣言」が発 令されました。本市においても、緊急事態宣言対象地域との交流も多く、今後も地域の状況変化 が考えられることや感染リスクを最小限に抑える観点から、市内すべての認可保育所(園)及び 認定こども園に在籍する児童の全保護者へ向けて、登園の自粛を要請することとしました。

- 1 要請期間 令和2年4月13日(月)から令和2年5月6日(水)
- 2 要請対象 市内保育所(園)及び認定こども園(計88施設)へ在籍する児童の保護者
- 3 保育に関する考え方

原則として上記要請期間については、出来る限り登園を自粛。

ただし、保護者の職務上の都合等により、やむを得ない場合で家庭保育ができない場合は、引き続き受け入れを行い、保育を実施するよう市から各施設へ要請しています。

4 保育料に関する取扱い

保護者の負担する保育料については、登園自粛要請により欠席した日がある場合は、日割りで計算して減額。月額で支払い済みや減額処理が間に合わなかった場合等は、後日還付や翌月以降の保育料への充当をする予定。

5 保護者への通知について

各園(所)を通して、メール等で保護者へ通知します。また、市HPでもお知らせします。

本件に関するお問い合わせ先

子育 T施設課 施設管理係

電 話 直通 / 027-220-5705